



シリーズ No. 4

校訓・清流拓心＝「清流」には訓子府の町を脈々と流れる常呂川のように、多くの触れ合いの中で、清く強く、心の正しい人になること、「拓心」には恵まれた自然の中に、自らの心を耕し、各自の道を切り開き、はばたいていく願いが込められています

シリーズ最終回の4回目は、谷口武彦PTA会長に訓子府高校の素晴らしさをお聞きしました。今後も、「わたしたちの町の高校」を町一丸となって守り、育てていきましょう。



訓子府高校であなたの夢をかなえて
PTA会長 谷口 武彦

訓子府高校にわが家の娘が入学し、無事に卒業するまでの3年間で、最も印象に残ったこととして、先生方と生徒たちのコミュニケーションがとても素晴らしかったということが挙げられます。

生徒たちのさまざまな悩みや問題に対して、先生方が寄り添いながら、親身になって対応していただいたことをはじめ、担任の先生からの懇切丁寧な電話連絡やこの上なく手厚い家庭訪問などがとても印象に残っています。先生方全員が親としっかりタッグを組んで、強固な信頼関係を築き、生徒の教育に真剣に取り組んでいただいた姿勢がとても心強かったです。本当に感謝しています。

また、訓子府高校生には町からの「8つの支援」があったことも非常にありがたかったです。その中でも特に、進路指導強化対策の一環として設けられた「資格・検定受験料の全額補助」は、各種資格・検定試験の受験人数増加を促した点で、非常に意義深い支援であったと考えます。苦勞して得た各種資格・検定は、自らの進路実現に有利に働くことは間違いありませんし、何と言っても生涯にわたってそれらを活用していくことが可能です。その手助けをしていただけることは、私たち親にとっても非常に喜ばしいことであると深く感謝しています。

先生たちの心あふれるご指導や町からの支援など、さまざまな要素が有機的に機能したことなどにより、近年の訓子府高校における進路決定率は100%を維持し続けています。このような素晴らしい教育環境の下で、あなたの夢をかなえてください。そして、夢をかなえるための努力を惜しまないでください。令和2年の春の良き日に訓子府高校でお会いできる日を心待ちにしています。

笑顔とやる気で自分にチャレンジ

1. 個々の学力に応じた学習指導

少人数制による学習指導を行い（特定教科で実施）、個々に応じた授業を展開しています。朝学習では、問題集を使って基礎学力の定着を図ります。放課後学習では、外部講師による個に応じた学び直しを実施しています。



2. 職業意識を高めるキャリア教育

職場体験やインターンシップなどで地域と連携し、職業観や勤労観を育成しています。また、就職ガイダンスなどを通して、面接に必要なマナーや社会人としての心構えを身に付けます。



3. 資格取得に向けた学習指導

進路指導対策として、授業内で資格取得に向けた学習指導を行っています。「情報処理検定」「ビジネス文書実務検定」「実用数学技能検定」などの資格取得を実現しています。

所得税などの確定申告のお知らせ

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けが、2月17日(月)から始まります。（還付申告の受け付けは、1月6日(月)から）

贈与税の申告の受け付けは、2月3日(月)から始まります。

所得税・贈与税などの申告の相談および申告書の受け付けは3月16日(月)まで、消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日(火)までです。

申告書は前年の「確定申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成し、早めに提出してください。

税務署の申告相談会場にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

○申告時に必要なもの

源泉徴収票、前年中（平成31年1月1日～12月31日）に支払った国民健康保険税・介護保険料・生命保険料などの領収書または控除証明書、印鑑、銀行名および本支店または郵便局の口座が分かるもの、マイナンバーと本人確認書類（運転免許証など）

医療費控除の提出書類が簡略化されました

従来、確定申告で医療費控除の適用を受けるときは、医療費の領収書を添付していましたが、平成29年分の確定申告から、領収書の添付に代わり「医療費控除の明細書」に医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費の合計を記載して提出することで、領収書の添付が不要となりました。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、医療費控除の明細書を作成することができますので、ぜひご利用ください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知（「医療費のお知らせ」など）を添付すると明細書の記入を省略できます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）

○問合せ

北見税務署個人課税第1部門 ☎23-7151
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
電子申告・納税システム e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

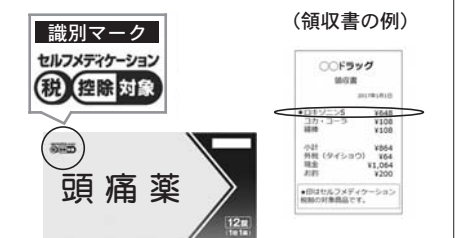
医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制）

健康の維持増進および疾病の予防として、健康診査、予防接種、がん検診などの取り組みを受けた方が「スイッチ OTC 医薬品（右下の識別マークのある医薬品）」を購入した場合、その購入費用が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8,000円を超える場合は、8万8,000円が限度）について、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。（セルフメディケーション税制を選択した場合は、通常の医療費控除の適用は受けられません）

○必要書類など

・健康診断などをしっかり受けている人が所得控除を受けられるようになる制度ですので、健康診断などの証明書類【例：健康診断などの結果通知表（勤務先名称またはご加入

の医療保険者の名称が記載されたもの）、予防接種の領収書または接種済証など】
・セルフメディケーション税制の明細書（通常の「医療費控除の明細書」とは異なります）
※健康診断などの費用、予防接種などの費用は控除対象となりませんので、ご注意ください。また、医薬品購入費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）
詳しくは、町民課町民税係または北見税務署 ☎25-7151）にお問い合わせください。



■問合せ 町民課町民税係 ☎47-2193 役場1階窓口1番

